

令和8年度タウンミーティング意見・回答一覧(中根小学校区)

NO.	行政区名	意見 番号	意見の概要	意見に対する回答・対応内容	担当部	担当課
1	栄西	1	【通学路歩道の土砂堆積に関する要望】 当地域の通学路となっている(むつみ会館前から圏央道工事跡地の間で左側の家庭菜園が過ぎた先の畑地)歩道につきまして、冬季の強い北西風の際、西側畑地から大量の土砂が飛散し歩道上に堆積しています。 特に雨天時には、堆積した土がぬかるみとなり、児童が安全に歩道を通行できず、やむを得ず車道側を歩行している状況です。通学時間帯は車両も通る事もあり危険であると心配しています。土砂流入防止策をご検討ください。	冬季に畑の土の飛散状況を確認させていただき、対応策を検討させていただきます。	建設部	道路整備課
2	栄西	2	【事業終了の報告に関して】 要望事項につきましては適切に作業を実施していただいておりますが、作業終了後のご報告がないケースが見受けられます。自治会として住民への説明や確認を行う必要がありますので、作業終了時にはご連絡をいただけますようお願いいたします。	現在、行政区長からの相談・要望等につきましては、その後の対応状況等に関し、内容・進捗・結果について市民活動課においても情報共有を行い、相談・要望等の把握に努めております。しかしながら、作業終了後の報告が十分でないとのこと意見をいただいておりますことから、改めて、情報共有及び結果報告の徹底について、全庁的に周知を図ってまいります。	市民部	市民活動課
3	大中	1	◎中根小学校西側入口(正面)前の市道の拡幅について 過去の経緯を聞くと、工事計画は設計段階まで進んだが、国の交付金制度の廃止により計画は断ち切れているとのこと。 この市道は車のすれ違いが辛うじてできるような狭い道幅にもかかわらず、ひたち野西方面へショートカットする車の台数が年々増えている状況であり、JRの踏切を跨いで3方向から来る車が同時に出会うと、立ち往生している車を頻繁に見かけます。このような渋滞の解消、学校周辺の整備、人と車の完全確保、こういった観点から早期に工事の実施を要望いたします。	こちらの路線につきましては、交付金制度の廃止により整備休止となった経緯もありますが、その後登校時間帯の車両通行禁止の規制が実施されたこともあり、他路線の整備を優先したという経緯もございます。その後踏切付近の道路拡幅等の対策を講じているところではございますが、今後の整備につきまして他路線との調整をしながら検討してまいります。	建設部	道路整備課
4	竹の台	1	【道路の安全について】 ①団地の北東側道路(40km制限)、沿道に高齢者施設が多く、かつ、小学生通学路とも交差している。スピード抑制、注意喚起の標識を設置してほしい。 ②同南西側の道路(ウエルシア裏)には、速度制限標識は全くない状態である。本年9月から実施される「生活道路30km制限」に該当すると思うがどうか。 ③中学生登下校で通るふれあい道路交差点、自転車横断幕などの路面標示がほとんど消えている。 ④車道と歩道の段差解消についてどう取り組んでいるか。 ※添付地図あり	①現地の確認を行いました。路面標示による対応を検討いたします。施工する位置や文字につきましては、今後、行政区に相談させていただきます。 ②牛久警察署に確認したところ、中央線のない道路は、本年9月1日より施行される時速30キロ規制の対象となるということです。なお、この規制は指定ではなく法定の速度規制であり、標識設置や路面標示は行わないということです。 ③区画線につきましては、毎年、市内各所からご意見をいただいております。順次、修繕させていただいております。ふれあい通りの区画線につきましては、今年度の修繕工事に含め引き直しを実施してまいります。 ④歩道が車道より高く設置されているマウントアップ歩道につきましては、現在、多方面よりご意見をいただいております。歩道の段差を解消するには、民有地側の高さ調整、交差する既存道路との高さ調整、雨水排水の確保など多くの課題があり難しい状況です。しかしながら、住宅新築時に、歩道の切下げ申請があった際には、宅地側の高さを下げて段差を少なくするなど、申請者と協議をしており、段差が少なくなるよう努めている状況です。	市民部 建設部	地域安全課 道路整備課
5	竹の台	2	【雨水排水の不具合の解消について】 北東部住宅の前約60mにわたり、降水時側溝の流量を越え溢れ出る状態がずっと続いている。上流(坂の上)の側溝の横線流出化が必要。	当該路線につきましては、大雨時に現地の状況を確認しております。地形的に雨水が集まってくる箇所であり側溝の容量不足が原因ですので、国の交付金の活用も含め対策を検討してまいります。	建設部	道路整備課

令和8年度タウンミーティング意見・回答一覧(中根小学校区)

NO.	行政区名	意見 番号	意見の概要	意見に対する回答・対応内容	担当部	担当課
6	竹の台	3	【防犯カメラの設置】 3年前(令和5年度)と昨年(令和7年度)に夜間不法者が住宅に侵入し、被害発生の事件があった。 団地内の主要道路に6台必要(道路3本に各2台)。	現在、牛久市では牛久警察署と「街頭防犯カメラ設置に関する協定」を締結して、警察の指導により、交通量や人通りの多さ等、市内の道路状況を踏まえ選定した主要道路の交差点に、複数年にわたる計画のもと、街頭防犯カメラを設置しております。 これは、市内全域に渡る防犯カメラ網構築を目的とするものであり、優先的に取り組んでいるところで す。それ以外の箇所の設置の予定はございませんが、限られた財源の有効活用の観点からもご理解 をお願いいたします。 なお、本年度につきましては、凶悪事件が全国的に多発している中で市民生活の防犯体制の強化及び 犯罪に対する抑止力の向上を図ることを目的として、政府の物価高騰対策交付金を活用し、個人世帯 向けの防犯カメラの購入・設置費用の1/2を助成する事業を予定しております。(9月1日開始予定、9 月1日以降購入分の防犯カメラを対象、一世帯上限2万円×2,000世帯分、詳細は広報うしく8月1日号 及び市HPに掲載します)	市民部	地域安全課
7	竹の台	4	令和7年より里親公園非該当となった緑地公園の定期的な草刈り等を今後もお願いしたい。	これまでの公園里親活動につきまして、ご協力いただきありがとうございました。令和7年度から都市計 画課作業員で、年3回の草刈りと低木の刈り込みを実施しております。今年度につきましても1回目を6 月末に予定しております。(6月29日・30日に実施しております)	建設部	都市計画課
8	ひたち野	1	【民生児童委員の推薦に関して】 民生児童委員の推薦については他の行政区からも見直し等の要望は寄せられているかと推察します。 現状ひたち野行政区の民生児童委員の定員は2名で。今回の改選では1名継続、1名交代でしたが、 改選の1名は幸いにも見つけることができました。 私は今回で3回民生児童委員の改選を経験しましたが、推薦者を探すにあたって気づいた点を以下に 書きました。すぐにできないことがあります。が、いずれにしても、制度ありきで一部の人の献身 に期待する今のやり方は無理があり、長くは続けられないと感じます。 ① 長年その地域に居住している人が多数(＝顔なじみが多い)居て、現在より住民同士のつながりが 濃密であった社会を前提にした制度であり、現在の状況と合っていない。 ひたち野行政区のように、新しく造成した住宅地で居住者全員が他所から引っ越してきたような地域(し かも、居住期間が最長でも25年程度、多くの住人の居住期間は10数年程度)では、住民のほとんど は自分の家を中心としたごく限られた範囲、或いは、学校関係等ごく限られた範囲でしかつながりを 持っていないと思います。また、昨今は、個人のプライベートを優先するご時世となっていますので、ご 近所付き合いといっても、昔のような濃密なつながりではなく、プライベートを考慮しての関係になってき ています。 このような環境で、民生児童委員をお願いされたとき、しかも、民生児童委員として具体的にどのような 活動を行うかもわからない状況でお願いされたとき、ボランティアで地域社会の福祉のために協力しま すと手を挙げることができる人はほとんどいないと思います。 直ぐにできるとは思えませんが、民生児童委員の推薦(募集)は、民生児童委員の活動内容を具体的 に公開したうえでボランティアではなく専門の業務として募集するように変えていくべきと思います。	民生委員児童委員は「民生委員法」に基づき設置される無償の公的ボランティアであり、地域住民の福 祉の向上を目的として活動する重要な役割を担っています。民生委員児童委員は、地域住民からの信 頼のもと、地域の実情やニーズに寄り添った支援を行っていただいております。 しかしながら、近年は地域の居住形態の変化や、住民同士のつながりの希薄化などにより、推薦者の 確保が難しくなっており、本市としても大きな課題と認識しております。 本市は、民生委員・児童委員候補者の推薦を各行政区に依頼しておりますが、この推薦方法について は、県内全市及び高層マンション等を抱える東京都内複数の自治体においても同様の方法が採用され ていることを確認しております。このような状況は本市に限ったものではなく、全国的な課題となってお り、国においても、民生委員活動の負担軽減や活動環境の整備、なり手確保に向けた検討が進められ ているところです。 現在の制度では、民生委員児童委員は区市町村の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱するものとされ ておりますが、推薦の段階で、地域住民の事情を踏まえながら適切な人材を選定する必要があります。 その際、活動内容や役割についてより明確に周知し、住民の方々の理解を深めていく努力が求められ ています。また、活動内容を住民に具体的に公開することで理解を促進し、不安を軽減することは重要 な取り組みの一つと考えます。 一方で、現行制度のもとでは民生委員児童委員は無償での活動が前提となり、専門業務として募集す るという方法は現行の民生委員法に基づく制度趣旨とは異なるものとなります。したがって、仮に 民生委員児童委員の推薦・活動形態を大きく見直す場合には、制度自体を抜本的に改正する必要が あり、国全体の動きとして検討されるべき課題です。 引き続き、地域住民や関係機関、民生委員児童委員協議会等と連携を図りながら、活動しやすい環境 づくりや負担軽減、制度への理解促進に取り組むとともに、現行制度のもとで可能な改善を進め、地域 全体で支え合う地域福祉の充実に努めてまいります。	保健福祉部	社会福祉課

令和8年度タウンミーティング意見・回答一覧(中根小学校区)

NO.	行政区名	意見 番号	意見の概要	意見に対する回答・対応内容	担当部	担当課
9	ひたち野	2	民生児童委員がどのような活動を実践しているかの情報は表に出ていないので、民生児童委員をお願いされた側は自分に務まるかどうかの判断ができない。区長もお願いするにあたって、具体的にどのようなことをするのか説明できない。 民生児童委員という役割の人が地域にいて、困りごと相談等地域社会の福祉に貢献しているという一般的なこと知ってはいるが、実際の活動で何をしているかを知っている人はほとんどいないと思います。もし、それを知っている人がいたとすれば、それは民生児童委員の経験者か、身近にそういう人がいた人だと思います。私も区長を引き受けた時点では民生児童委員がいるということを知っているだけのレベルであったし、今でも、具体的にどのようなことを活動として行っているかの説明はできません。牛久市の行政区長は60数名いますが、この中で民生児童委員の活動内容を具体的に説明できる人はどれくらいいるでしょうか。過去に民生児童委員の活動に関係した人は説明できるとしていますが少数で、それ以外の区長は説明できないのではないのでしょうか。 何をするのか具体的にわからない状況の下で区長は候補者を探して引き受けて貰うよう説得し、受ける側も受けるかどうかを判断しなければならないのが現状だと思います。民生児童委員のなり手をみつけるのが困難を極めるのは当然かと思えます。 具体的な活動内容を公開すると更に敬遠されるリスクもありますが、できる、できないの判断には必要な情報です。活動内容の具体的な内容は公開していくべきではありませんか。	ご指摘のとおり、民生委員児童委員の活動内容が十分に知られていないことは、なり手不足の一因であると認識しております。推薦を行う区長の皆様にとっても、具体的な活動内容を説明しにくい状況であるため、高齢者等の見守りや相談対応、関係機関へのつなぎなど、実際の活動内容や役割について分かりやすく周知していくことは重要であると考えております。 ご指摘のとおり、活動内容を詳しく示すことで、負担の大きさが先行して受け止められ、敬遠される可能性もありますので、実際の活動内容を正しく知っていただき、できること・できないことを含めて理解したうえで判断していただくことは、結果として制度への理解や安心感につながるものと考えております。今後につきましては、民生委員児童委員協議会とも連携しながら、活動内容や役割について分かりやすく情報発信を行うとともに、地域や推薦者の皆様が説明しやすい環境づくりに努め、なり手確保につなげてまいります。	保健福祉部	社会福祉課
10	ひたち野	3	これから高齢者の人数が増加する行政区共通の問題点として民生児童委員の定数の増加へ対応があります。これに関する情報が出ていない。 ひたち野行政区は、2000年頃から家が建ち始め今住民の平均年齢は43歳前後です。75歳以上の高齢者はこれから人数そのものも人口割合も加速度的に上昇していきます。現状民生児童委員の定員は2名ですが、今の高齢者の増加速度から考えると間もなく3名になると思っています。 民生児童委員は牛久市の定員が決まっており、ある行政区だけの定員を増やすことはできない(どこかを増やすならどこかを減らさなければならない)と伺っています。ひたち野うしく駅近辺の行政区はこれから高齢者人口が加速度的に増加するので民生児童委員は定員増の対応が必要となります。そうすると牛久市全体で定員を増やす行政区と減らす行政区が発生するので計画的に対応する必要があると思いますがその情報がありません。 各行政区に民生児童委員の推薦を依頼する現行の対応方法を継続するのであれば、単に定員だけを提示して推薦を依頼するだけではなく、このような基準で定員を決めているので、現在の高齢者人口の推移から判断していつごろから定員が増減になる等の将来の情報も合わせて公開していく必要があると考えます。	民生委員児童委員の配置につきましては、民生委員法に基づく配置基準や地域の高齢者人口、世帯数などを考慮し決定しておりますが、ひたち野地区のように、今後高齢者人口の増加が見込まれる地域においては、地域間での見守りや相談支援等のニーズに差が生じるものと認識しております。本市におきましては、一斉改選の時期を目安に、地域の実情を踏まえながら、各行政区での適切な委員配置について検討してまいります。	保健福祉部	社会福祉課

令和8年度タウンミーティング意見・回答一覧(中根小学校区)

NO.	行政区名	意見 番号	意見の概要	意見に対する回答・対応内容	担当部	担当課
11	ひたち野	4	マンションを担当する民生児童委員はそのマンションの住人から推薦する必要があると考えています。しかし、今の行政区がそれを行うのは困難です。 (ここでいうマンションとは、分譲のマンションで管理組合が管理しているマンションのことです) ひたち野行政区内に5棟マンションがあります(戸数は59戸、69戸、107戸、212戸、226戸)。戸数59戸のマンション以外は玄関がオートロックで建物への立ち入りが管理されているマンションです。現在は行政区内にあるマンションということで、2人の民生委員(2人共に戸建て住宅の住人)が担当しています。 マンションの住人の高齢化が進み高齢者の人数だけで民生児童委員1名を割り当てるような人数になった場合、その1名はマンションの住人から推薦すべきであると考えます。しかし、それを実現することは困難です。理由はマンションの住人は一部の例外を除いて行政区には加入しておらず区長の影響が及ぶ範囲にないからです。では区長の影響が及ぶ戸建て住宅の住人の中から民生児童委員を見つればということになりますが、こちらもマンションを担当してもらうことには無理があると考えます。どこに住んでいるかが同じ牛久市民なのだからといった広い心を持っている人であれば引き受けて貰えるかもしれませんが、ふつうは、民生児童委員は住んでいる場所の近くから選ぶべきと考えるので、マンションの中から民生児童委員を出せばよいとなって引き受ける人は出ないと思います。 マンションには管理組合があり住人の生活上の課題も管理組合が対応しています。マンションの出入りが制限される外部の人が民生児童委員となってマンションの住人にアクセスするより管理組合やマンションの住民が対応する方がはるかに合理的で生活様式にも合致していると考えます。現在の生活様式に合う形に制度を柔軟に変更していく必要があると考えます。 上記の①述べたように民生児童委員を専門の業務として募集するのであればこの件も問題は解決します。しかし、それができないのであれば、マンションの管理組合に行政区の役割を担わせるようにして、民生児童委員の推薦をマンションの中で完結できるような体制に移行していくべき(制度を変えていくべき)であると思います。	民生委員児童委員は「民生委員法」に基づき委嘱されている無償の公的ボランティアであり、地域社会に密着しながら住民の生活課題や福祉ニーズへの対応を行う重要な役割を担っています。その活動は、居住地や地域性を踏まえた相談支援を行うことを基本としており、地域住民の信頼や協力を得て活動することが求められています。 ご指摘のように、マンション住民の高齢化が進み、相談や支援が必要な状況が増えていくことは十分に想定されますが、その一方でマンション管理組合の存在や居住形態の違い、オートロックによる外部のアクセス制限など、マンション特有の事情が民生児童委員の活動において課題となっている点についても認識しております。 現行の民生委員法では、民生委員児童委員は行政区長の推薦に基づき、厚生労働大臣から委嘱を受ける仕組みです。マンション居住者を対象とした民生委員児童委員を推薦する場合、そのマンションに住む方が民生委員児童委員として活動することが望ましいとの考え方には一定の合理性がありますが、居住者の推薦確保が困難な場合には戸建て住宅住民が担当するのも現行制度においては適切とされています。 しかしながら、マンション住民が行政区に未加入の場合、その行政区の影響が及ばないことから推薦者の確保が一層難しくなるという課題があることも事実です。また、頂いたご意見にあるように、マンション管理組合に役割を担わせるという考え方は、マンション住民に密着した対応が可能となる一方で、それを民生委員法に基づく民生委員児童委員制度として行うためには制度趣旨との整合性を慎重に検討する必要があると考えます。	保健福祉部	社会福祉課
12	びゅうパルクひたち野	1	【後期高齢者 交通手段の改善】 昨年度に続き、後期高齢者の移動手段の改善について意見いたします。 「車を手放したいが代替手段の使い勝手が悪く手放せない」と不満の声が続いています。 バスは駅止まりで不便(1停留所)。うしタクの予約制度は使い勝手が悪い。市街化区域ではライドシェアを利用できない。ある方曰く、ひたち野うしく駅のタクシーは利用者が少なく呼んでも来ないから、牛久駅か荒川沖駅周辺のタクシー会社を呼ぶとのこと。 びゅうパルクひたち野を中心に据えた内容になりますが、ひたち野うしく駅周辺の大型スーパー、運動公園、図書館、市役所を巡回するコースは検討できないでしょうか。週に1便、2便だけでも良いのです。 又は、ライドシェアの類似サービスとして、行政区内の一般ドライバーが同じ行政区内の高齢者をボランティアで運転することをシステム化するのは可能でしょうか。ご近所さんのお使いにお付き合いです。しかし保険の扱いが気になります。 UberやGOタクシーを牛久でも利用できるようですが、Uberはダイナミックプライシングを導入しているため高齢者は不安になると思われます。そもそもアプリを利用しなければならない、しかしタクシー毎に導入アプリが異なることから一番近くに居るタクシーに配車をお願いできる訳ではないなどハードルは残ります。アプリを跨ぐアプリの開発…はできないか… 地方は面積が広い上に人口密度が低くなります。引き続き高齢者にとって使いやすさに応えるシステムの追求を期待します。ニーズを国土交通省に訴え続ける、アイデアを提案し続ける活動も必要かと。交通費を削減して欲しいという要望ではありません。 どのように足を確保し、車を手放せるか、です。勿論、継続できる取組みで。	「かっぱ号」を含むバス事業は、輸送需要の減少や運転士不足など多くの課題を抱えており、更には物価高騰の影響も受け、非常に厳しい事業運営が続いております。 こうしたことから需要に応じた、効率的で持続可能な公共交通ネットワークを構築するため、本年8年10月1日に市内の路線バスとコミュニティバス「かっぱ号」の垣根を超えた路線網の見直しなど、ダイヤ改正を実施する予定です。 ひたち野うしく駅周辺の大型スーパー、運動公園、図書館、市役所を巡回するコースの検討については、かっぱ号は市全体で運行しているため、ご提案のようなルート編成は困難ですが、今回予定しておりますかっぱ号のルートの変更等において、ひたち野うしくルートを廃止し、びゅうパルクひたち野を運動公園ルートで補完することで、びゅうパルクひたち野における、牛久駅方面やひたち野うしく駅方面への速達性など、昨年度のタウンミーティングでのご意見を参考としながら改善する見込みです。 また、行政区内における一般ドライバーによるボランティアでの運行システムにつきましては、同様の事業として、市が補助金を交付する形で、牛久市社会福祉協議会がコーディネート業務を担い、既に、牛久二小学区、向台小学区、岡田小学区地区社会福祉協議会において、ボランティア移送サービスを行っておりますことから、新しく地区社会福祉協議会単位で実施するためには、牛久市社会福祉協議会との協議も必要となりますが、地域でのボランティアによる高齢者の移送サービスを運行することは、可能と考えております。しかしながら、既に実施している3つの地区社会福祉協議会では、運行の担い手となる登録ボランティアの不足および高齢化により、事業の継続が課題となっており、その一方で、バスやタクシーなどの公共交通の更なる充実が求められている状況となっております。 更に本年度は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、公共交通の利用促進及び物価高騰支援を図るため、9月から来年の2月までにかけて、民間タクシー運賃の助成を行います。対象は75歳以上の牛久市民で、1人当たり、1枚500円のタクシー券32枚、計16,000円分を助成します。申請方法は、申請用紙の郵送または直接持参及び電子申請での申請となり、利用にあたっては1乗車あたり、運賃を越えない範囲内で2枚(1000円分)までの利用が可能であり、乗る場所または降りる場所のいずれかが市内であれば、市外への運行も可能となっています。 今後におきましても、運転手不足等に対応し、民業とのバランスを見極めながら、より判りやすく、使いやすい移動手段となるよう、移動手段の充実に努めてまいります。	経営企画部	政策企画課

令和8年度タウンミーティング意見・回答一覧(中根小学校区)

NO.	行政区名	意見 番号	意見の概要	意見に対する回答・対応内容	担当部	担当課
13	びゅうパ ルクひた ち野	2	【道路の白線】 栄町3丁目の交差点から700m北に続くふれあい通りは右折レーンがある度に直線でなくなり、右に、左にとシフトします。昼間に見える白線も部分的に消えかかっており、夜間、雨天時は見えなくなります。理想的には直線に作り直して頂きたいのですが、予算的に不可能でしょう。白線の塗装の頻度を上げ、白線が見えない状態をなくすようお願いいたします。 (先日懇親会のあった牛久シャトーと駐車場の間の横断歩道ですが、白線が消えていましたよ！)	区画線の補修につきましては、毎年、市内各所からご意見をいただいております。順次、修繕させていただいております。今年度の修繕工事の際に、当該箇所も含め引き直しを実施してまいります。	建設部	道路整備課
14	びゅうパ ルクひた ち野	3	【活動保険について】 役員には保険が掛けられていますが、サークルに参加する方々には保険がかかっていないと理解しています。どのような保険を購入可能でしょうか。 ・ごみゼロ活動は牛久市主催のため、参加者には保険がかかっていると理解しています。 ・紙ヒコーキ、運動会に参加者にもかかっていますよね。 ・自治会主催の秋祭り等は？野外でゲームする場合、気になります。どのような保険を掛けることができるのでしょうか。(市への報告と名簿？)	市では、市内に拠点を置く行政区や市民団体が行う無償活動中に事故等が発生した場合に、ケガや障害、他人への損害賠償などの負担を一定の範囲で補償する保険制度があります。ただし、この保険は、当該行事の実施計画があり参加者名簿に名前があること等が条件で、活動内容や事故等の状況によって異なります。そのため、まず市民活動課にご相談ください。	市民部	市民活動課
15	びゅうパ ルクひた ち野	4	【ボランティア活動 対価の可視化】 自治会役員、区長、民生委員の業務を市職員が担った場合の「価値の総額」は算出できていますか？役員の担い手不足はそもそも、老若男女を問わずに忙しいこと、一旦引き受けたら引き継いでくれる人を見つけるのが困難なこと、押し付けられていると感じることに起因するのではないのでしょうか。本来ボランティアは自ら手を挙げることにあり、人に頼まれて担うものではありません。担い手不足の今、これを職業へと昇格する時ではないのでしょうか。そのために、ボランティア等の負担を工数・対価などに数値化して可視化することはできませんでしょうか。この作業を通して、職員が担うべきこと、自治会役員に依頼すること、一緒に取り組むべきことを見定め・見直すことができるのではないのでしょうか。	自治会役員や区長による地域活動は、地域住民の皆様による自主的・自発的な支え合いを基本として成り立っております。また、民生委員制度は民生委員法に基づき、地域住民の立場で活動いただく制度であり、法律上は無報酬のボランティアとして位置付けられております。そのため、市がこれらを職業として位置付けることや、行政職員が直接担う制度へ移行することにつきましては、現行制度や財政面、人員体制等の観点から困難であると考えております。また、地域活動は、地域性や活動内容、役員個人の取り組み方などによって負担感が大きく異なることから、その工数や対価を一律に数値化することも難しいものと認識しております。一方で、市といたしましても、役員の担い手不足や負担軽減は重要な課題であると認識しております。このため、今後も業務の見直しやデジタル化、依頼事項の整理等を進め、地域の皆様と連携しながら負担軽減に努めてまいります。行政区長は、行政事務を円滑に推進し、住みよい地域づくりに資するため、区域住民から推薦のあった方を市長が選任しているものであり、行政区役員の皆様とともに、市が実施する各種事業への協力、広報紙配布等による市から住民への周知、地域住民からの要望・意見等の市への伝達などを担っていただいております。また、行政区は、地域住民同士の地縁による結びつきを基盤とした組織であり、地域課題の解決やコミュニティ形成など、自治活動を柱として住民同士のつながりを深める役割を果たしております。このため、これらの活動をすべて市職員のみで担うことは難しく、行政区は地域住民が協力しながら運営し、より良い地域づくりを目指す組織であると考えております。引き続き、地域住民の皆様と共により、誰もが安心して暮らせる魅力ある地域づくりに取り組んでまいります。	市民部 保健福祉部	市民活動課 社会福祉課

令和8年度タウンミーティング意見・回答一覧(中根小学校区)

NO.	行政区名	意見 番号	意見の概要	意見に対する回答・対応内容	担当部	担当課
16	ひたち野東	1	【民生委員のなり手不足について】 これまでひたち野東行政区には2名の民生委員がいましたが、内1名が令和8年2月をもって退任され、現在1名になっています。 すでに昨年12月にひたち野東行政区自治会員向けに回覧板及び連絡アプリを用いて募集案内を配布しましたが現時点で応募者はありません。 問題点として推測されることとしまして ・月次で平日開催される会議への参加など現役世代の参画が難しいこと ・ボランティアとしての活動となることに対する意欲の低下 ・“地域のために尽くす”という価値観の変化 などがあげられると考えます。 他の行政区でもこの問題は起こっていることと思います。 今後の民生委員制度や運用の見直しについてご一考いただけますようお願いいたします。	ご指摘のとおり、民生委員児童委員のなり手不足につきましては、本市においても大きな課題と認識しており、他の行政区においても同様の状況が見られております。 本市は、民生委員・児童委員候補者の推薦を各行政区に依頼しておりますが、この推薦方法については、県内全市及び高層マンション等を抱える東京都内複数の自治体においても同様の方法が採用されていることを確認しております。 このような状況は本市に限ったものではなく、全国的な課題となっており、国においても、民生委員活動の負担軽減や活動環境の整備、なり手確保に向けた検討が進められているところです。 背景には、現役世代にとって活動時間の確保が難しいことに加え、民生委員児童委員制度が民生委員法に基づく無償のボランティア活動であること、また、地域のために役割を担うことに対する価値観や地域との関わり方が変化していることなど、様々な要因があるものと考えております。 なお、会議の平日開催につきましては、現在活動されている民生委員児童委員の皆様から、直ちに見直しを求める声が多く上がっている状況ではありませんが、今後、幅広い世代の参画を進めていく上では、活動しやすい環境づくりの視点も重要であると認識しております。 民生委員制度につきましては、「民生委員法」に基づく国の制度であるため、市独自で制度自体を大きく変更することは困難ではございますが、引き続き、活動環境や運用面も含め、地域の実情に応じたあり方について検討してまいります。	保健福祉部	社会福祉課
17	ねむの木台	1	我が行政区の約半数世帯が子育て世代の為、小学・未就学の児童が多数いる。 しかし、行政区内に子供達が安心して遊べる場所が無いので仕方なく道路上で遊んでいる現状で非常に危険。その為、100坪程度の小規模でも良いので行政区内に遊び場を作って欲しい。(遊具無しでも可)	ねむの木台団地は昭和42年に茨城県による道路位置指定を受け、宅地造成が始まりました。当時の基準では公園等の設置義務がなく、現在も団地内に公園等が無い状況となっております。ねむの木台団地の宅地造成着手翌年の昭和43年に開発許可制度が創設され、それ以降では大規模な宅地造成を行う場合は都市計画法に基づく開発許可を得る必要があり、開発面積に応じて公園や緑地などの設置義務があるため、他の団地の多くには小規模ながらも公園等が設置されております。このような経緯から、ねむの木台行政区内には遊べる場所が無い状況となっております。現時点において行政区内に新たな公園の設置は難しいですが、最寄りには、隣接するひたち野西4丁目地内に、のぞみ公園がありますので、そちらをご活用いただけますと幸いです。 また、子どもの遊び場を設置した運営団体の負担に対し、市では、借地料等について一定の限度額を設け、補助金を交付しておりますので、行政区として設置計画等が具体化しましたら、市民活動課までご相談いただきますようお願い申し上げます。	市民部 建設部	市民活動課 都市計画課
18	ねむの木台	2	行政区内にある池は市に管理責任があるが、池周辺に生息している樹木が老木化していて危険。また、池の水が区民会館敷地との境界部分を侵食している現状。今後市が責任を持って、定期的・継続的な管理を徹底して欲しい。	老木化した危険な樹木等につきましては、現地の状況を確認し対応させていただきます。池の周りの浸食につきましては引き続き経過確認を継続しながら補修の必要性も含めて検討してまいります。	建設部	道路整備課
19	ねむの木台	3	団地から西大通りに抜ける市道の両脇に生息している樹木の殆どが老木化していて倒木のリスクが高く非常に危険。今後、行政区から依頼があった時点で速やかに現場を確認し、地権者に管理指導徹底して欲しい。	こちらの路線の倒木等の危険なものにつきましては、ご連絡をいただき対応をさせていただいております。個人所有地の雑木の繁茂や危険な樹木については、引き続き地権者へ通知をさせていただきます。	建設部	道路整備課
20	ねむの木台	4	区長会や補助金説明会、タウンミーティング等、平日開催の会議が多い為、参加厳しい。将来的に土日や、平日夜(20時頃)からのリモート開催を検討して欲しい。 ex: LINEミーティング等	区長会総会・役員会等は、意見が多岐にわたり機微な情報を含むこともあるため、現時点では対面開催を基本としております。土日や夜間開催も含め、まずは主催者である区長会のご意向を伺ってまいります。一方、市主催の補助金説明会等は、区長会からご要望があれば役員会等で協議し、リモート開催や休日対応を検討いたします。タウンミーティングにつきましても、小学校区ごとの実情に合わせて相談させていただき、開催時間の見直しやオンライン実施を検討してまいります。	市長公室 市民部	広報広聴課 市民活動課

令和8年度タウンミーティング意見・回答一覧（中根小学校区）

NO.	行政区名	意見 番号	意見の概要	意見に対する回答・対応内容	担当部	担当課
21	ねむの木 台	5	区長や民生委員等、行政区役員の負担が重く、自ら進んでの担い手がない為、永続 的な行政区の運営が望めない。(特に各課から4月～5月初旬提出締切り要請の書類提出が多すぎる。)その為、近い将来立候補や推薦での区長選出が困難になり、順番制となっても業務を遂行できるよう、区長業務や書類作成の手間を大幅に軽減して欲しい。	現在、年度当初に提出いただいている各種役員報告について、各担当課へ個別に提出いただくのではなく、市民活動課で一括して受理するなど、区長等の負担軽減に努めておりますが、さらに、電子メールによる配布についてご了承いただいた区長には、電子データで配布するとともに、回答等についてもメールで対応することや、回覧を廃止するなど、紙での配付物の削減による区長等の業務負担軽減を図っております。 一方で、行政区に交付する補助金につきましては、申請や実績報告等が必要であることから、年度当初には、行政区補助金や地域活性化事業補助金(たまり場補助金)などに関する事務をお願いしているところ です。 市といたしましては、今後も行政区の実情を踏まえながら、区長等の業務負担軽減に向けた見直しに取り組んでまいります。	市民部	市民活動課
22	ねむの木 台	6	当行政区は森に囲まれており、外部からの犯罪発生リスクが非常に高い。その為、補助金活用ではなく、市の責任(予算)で防犯カメラ複数台の設置をお願いしたい。	現在、牛久市では牛久警察署と「街頭防犯カメラ設置に関する協定」を締結して、警察の指導により、交通量や人通りの多さ等、市内の道路状況を踏まえ選定した主要道路の交差点に、複数年にわたる計画のもと、街頭防犯カメラを設置しております。 これは、市内全域に渡る防犯カメラ網構築を目的とするものであり、優先的に取り組んでいるところで す。それ以外の箇所の設置の予定はございませんが、限られた財源の有効活用の観点からもご理解をお願いいたします。 なお、本年度につきましては、凶悪事件が全国的に多発している中で市民生活の防犯体制の強化及び犯罪に対する抑止力の向上を図ることを目的として、政府の物価高騰対策交付金を活用し、個人世帯向けの防犯カメラの購入・設置費用の1/2を助成する事業を予定しております。(9月1日開始予定、9月1日以降購入分の防犯カメラを対象、一世帯上限2万円×2,000世帯分、詳細は広報うしく8月1日号及び市HPに掲載します)	市民部	地域安全課